

令和5年5月2日

市立小中学校・幼稚園 保護者 様

亀山市教育委員会  
教育長 中原 博

### 5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策等について

平素は、保護者の皆さまにおかれましては、本市の教育行政に対し格別のご理解・ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなります。このたび、5類感染症への移行を踏まえ、国において「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定が行われました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の対応につきましては下記の通りとさせていただきます。ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 学校への連絡等

お子様本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、学校への連絡をお願いいたします（出席停止扱いとなります）。なお、保健所による新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の特定は行われず、外出自粛等も求めないため、感染者本人以外の登校は可能です。

#### 2 外出を控えることが推奨される期間等

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められないため、以下の情報や医者の指示を参考にしてください。

○新型コロナウイルス感染症の発症後5日間は、他人に感染させるリスクが特に高いことから、発症日を0日目として5日間は、外出を控えることが推奨される。

○5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨される。なお、症状が重い場合は、医師に相談することが推奨される。

○新型コロナウイルス感染症の発症後10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクの着用や、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮する。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がける。

### 3 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者を出席停止等とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討します。

#### 【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合

②その他、設置者で必要と判断した場合

※ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。

○上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行いません。

○学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断します。

#### 【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

#### 【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。